

5 相 続 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成16年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成14年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明（平成15年分）

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 相続時精算課税適用財産価額 相続時精算課税適用者に特定贈与者である被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されたその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 暦年課税分贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (3) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (4) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等（平成15年分）

法定相続分に応ずる取得金額	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	3億円超
税率	% 10	% 15	% 20	% 30	% 40	% 50
控除額	万円 -	万円 50	万円 200	万円 700	万円 1,700	万円 4,700

（使用方法）法定相続分に応ずる取得金額×率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

(1) 税 額 控 除

- イ 暦年課税分 暦年課税分贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税贈与税額控除された贈与税の金額が相続税額から控除される。

- ロ 配偶者の税額軽減

配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
- ハ 未成年者控除

未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除

障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除

被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 相続時精算課税分
贈与税額控除

相続時精算課税適用財産がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- (3) 遺産に係る基礎控除

5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相 続 税

5－1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 格	1,111	69,464,980
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	-	-
債 務 控 除 額	508	4,320,870
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 格	39	352,170
課 税 価 格	実 1,120	65,495,749
相 続 税 額	算 出 税 額 1,104	8,048,646
	2 割 加 算 額 41	34,317
	計 1,104	8,082,963
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税 12	56,347
	配 偶 者 132	2,322,417
	未 成 年 者 7	1,800
	障 害 者 31	38,270
	相 次 相 続 28	52,331
	外 国 税 額 -	-
	計 205	2,471,166
差 引 税 額	実 1,015	5,611,798
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	-	-
小 計	1,015	5,611,798
納 税 猶 予 額	1	11,485
納 付 税 額	実 1,011	5,600,313
還 付 税 額	-	-
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	293	28,190,000

調査対象等：平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区分 年分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除 額	納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
11	1,257	84,453,923	13,744,663	4,660,187	1,112	9,004,050	317
12	1,338	79,874,235	11,286,668	3,168,824	1,222	8,097,606	321
13	1,409	79,276,117	10,906,009	2,588,496	1,287	8,242,264	337
14	1,179	74,950,606	12,070,664	3,672,815	1,056	8,396,233	300
15	1,120	65,495,749	8,082,963	2,471,166	1,011	5,600,313	293

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理の状況

年分	区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 1,109	千円 65,389,616	人 1,011	千円 5,606,682	人 293
	修正申告による増差額	6	152,075	12	11,439	-
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	3	45,942	7	17,809	4
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,120	65,495,749	実 1,011	5,600,313	実 293
過 年 分	申 告 額	98	3,761,353	94	152,928	26
	修正申告による増差額	169	3,708,717	253	732,015	80
	更正による増差額	25	406,874	30	139,312	7
	更正等による減差額	92	1,411,544	118	433,317	39
	決 定 額	11	547,363	11	39,216	5
	計	実 95	7,012,763	実 100	630,155	実 30
合 計	申 告 額	1,207	69,150,969	1,105	5,759,609	319
	修正申告による増差額	175	3,860,792	265	743,455	80
	更正による増差額	25	406,874	30	139,312	7
	更正等による減差額	95	1,457,486	125	451,125	43
	決 定 額	11	547,363	11	39,216	5
	計	実 1,215	72,508,512	実 1,111	6,230,467	実 323

調査対象等：「本年分」は平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

「過年分」は平成14年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年11月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成13年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成15年7月1日から平成16年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書」等に基づいて作成した。

(4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 3	千円 677	人 29	千円 2,536	人 -	千円 -
過 年 分	213	53,074	117	48,441	26	43,553
合 計	216	53,750	146	50,976	26	43,553

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

項 目 署 名	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
那 覇 石 北 名 沖	407 人	千円 26,006,807	378 人	千円 2,392,836	104 人
良 垣	38	3,014,534	34	331,203	9
那 覇 護 縄	5	216,132	4	3,298	1
	216	10,808,702	188	641,370	58
	22	898,763	20	48,463	5
	432	24,550,811	387	2,183,142	116
計	1,120	65,495,749	1,011	5,600,313	293

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5－2 相 続 財 産 価 格 階 級 別

人員、課税価格、税額、法定相続人員別の被相続人数

(単位：人・千円)

階級別 区 分	課 税 価 格 階 級								
	1 億 円 以 下	1 億 円 超	2 億 円 超	3 億 円 超	5 億 円 超	7 億 円 超	10 億 円 超	20 億 円 超	合 計
被相続人の数	29	141	63	42	11	4	3	-	293
課 税 価 格	2, 454, 402	20, 242, 795	14, 365, 076	15, 259, 984	6, 049, 516	3, 511, 005	3, 506, 838	-	65, 389, 616
内相続時精算 課税適用財産額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内暦年課税分 贈与財産価額	-	27, 857	98, 172	173, 899	-	52, 242	-	-	352, 170
納 付 税 額	41, 658	676, 829	1, 044, 463	1, 779, 205	729, 188	832, 931	502, 407	-	5, 606, 682
法定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数	0 人のもの	1	-	-	-	-	-	-	1
	1 人 "	10	11	4	1	-	1	-	27
	2 人 "	9	12	6	4	1	-	-	32
	3 人 "	4	17	6	7	-	-	-	34
	4 人 "	5	29	8	5	-	2	-	49
	5 人 "	-	25	14	7	3	-	-	49
	6 人 "	-	22	8	9	1	1	1	42
	7 人 "	-	10	10	6	2	-	1	29
	8 人 "	-	10	4	2	2	-	-	18
	9 人 "	-	4	1	-	1	-	1	7
	10 人 "	-	1	1	-	1	-	-	3
	10 人 超	-	-	1	1	-	-	-	2
法定相続人数	60	655	316	210	72	15	22	-	1, 350

調査対象等：平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

5－3 相 続 財 産 種 類 別

被相続人数、財産価額

財 産 等 の 種 類		被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額
土 地	田畑（耕作権及び永小作権を含む）	134 人	6,246,277 千円
	宅地（借地権を含む）	278	33,307,115
	山林	18	507,356
	その他の土地	173	12,906,109
	計	実 289	52,966,856
家 屋 、 構 築 物		241	3,448,174
事業用財産	機械器具、じゅう器、商品、原材料等	8	112,577
	売掛金	2	2,982
	その他の財産	11	411,694
	計	実 15	527,253
有価証券	株式及び出資金	98	1,885,097
	公債及び社債	15	178,663
	投資・貸付信託の受益証券	11	296,645
	計	実 93	2,360,406
現 金 預 貯 金 等		281	7,077,371
家 庭 用 財 産		94	26,233
そ財 の 他 の 産	生命保険金等	26	745,796
	退職金及び功労金等	7	377,068
	その他	142	1,829,852
	計	152	2,952,716
合 計		実 293	69,359,010
相続時精算課税適用財産価額		-	-
負金 額 債等	債務	272	3,876,775
	葬式費用	280	444,264
	計	実 289	4,321,039
差 引 純 資 産 価 額		実 293	65,037,971
暦年課税分贈与財産価額		18	352,170
課 税 価 格		実 293	65,389,616

調査対象等：平成15年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税の適用を受ける贈与により財産を取得した者について、平成16年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。